

# 兵庫県公報

平成26年 8月 1日 金曜日 第 2616 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
平成26年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	2
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	5
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	6
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	9
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	11
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の名称等の変更及び廃止の届出（同）	11
クリーニング業務従事者講習の指定（生活衛生課）	12
平成26年度採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	13
平成 8年兵庫県告示第907号の4（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく温暖化防止配慮指針）の一部改正（温暖化対策課）	13
平成18年兵庫県告示第963号（兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針）の一部改正（同）	16
公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	29
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	29
同上（同）	29
道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	30
港湾法第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した船舶（港湾課）	30
公 告	
特約業者の指定の取消し（税務課）	31
大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	32
平成27年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）	33
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	34
同上（同）	34
同上（同）	35
同上（同）	35
正 誤	
平成26年 6月13日付け兵庫県公報第2602号中	35

## 告 示

兵庫県告示第681号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成26年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験期日等

区分	試験期日	募集期間	試験会場	合格発表	採用時期
男子	平成26年 9月12日(金)から同月17日(水)のいずれか1日を指定 平成26年 9月25日(木)から同月28日(日)のいずれか1日を指定 平成26年10月 4日(土)又は同月5日(日)のいずれか1日を指定	通年	陸上自衛隊 千僧駐屯地 又は 陸上自衛隊 姫路駐屯地 (受付時に告知)	試験時に告知	採用予定通知書により告知
女子	平成26年 9月27日(土)又は同月28日(日)のいずれか1日を指定	平成26年 8月 1日 (金)から 9月 9日 (火)まで		平成26年11月 7日(金)	平成27年 3月又は同年4月

## 2 問合せ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1 4 3 (神戸防災合同庁舎4F)	(078) 261 - 8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7 6 (インペリアル・トラスト・ビル2F)	(078) 327 - 8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27 10(宮浦ビル1F)	(078) 594 - 9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1(神戸留学生会館2F)	(078) 797 - 8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1 1(伊丹駐屯地内)	(072) 783 - 9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2 5(グランドハイツコーワビル2F)	(072) 770 - 7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19 3(三建ビル2F)	(0798) 66 - 7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館JAビル7F)	(079) 426 - 3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地(青野原駐屯地内)	(0794) 66 - 7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240(大手前大洋ビル1F)	(079) 282 - 0535
同 相生地域事務所	相生市大島町1 8	(0791) 23 - 2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8 35	(0796) 22 - 3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980 2(柏原センタービル2F)	(0795) 72 - 1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1 20	(0799) 24 - 2449

## 兵庫県告示第682号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 指定医療機関

名称	所在地	開設者	指定年月日
ひかりクリニック	明石市山下町8 10	医療法人社団東明会ひかりクリニック	平成26年5月1日
株式会社ふたば薬局高丘店	同 市大久保町高丘3 3 第90号棟101号室	株式会社ふたば薬局	同
正井歯科医院	同 市魚住町中尾150 1	正井智之	平成26年5月13日
すずろメンタルクリニック	同 市大久保町駅前1 11 4 KMビル4F	濱田伸哉	同年6月1日
アルバ薬局大久保北店	同 市大久保町谷八木1191 184	株式会社アルバ	同
みずき薬局	同 市二見町西二見1994 15	株式会社ライ・グラス	同
はこぎ歯科	洲本市上物部1 7 25	函城貴仁	同
塩屋調剤薬局	同 市塩屋1 2 15 3	株式会社清晨館	同
新世薬局 都志店	同 市五色町都志大日68 3	新世薬品株式会社	同
さわだクリニック	芦屋市川西町8 13	医療法人社団さわだクリニック	平成26年5月1日
善住歯科医院	伊丹市美鈴町3 5	善住聖子	同年1月1日
こや調剤薬局	同 市昆陽東4 6 4 B棟	株式会社サン薬局	同年4月1日
サクラ薬局タミー店	同 市西台1 1 1 阪急伊丹リータ1階	新世薬品株式会社	同年6月1日
大井医院	豊岡市城南町8 12	医療法人社団大井医院	同年5月1日
はり内科クリニック	加古川市加古川町粟津770 18	医療法人社団はり内科クリニック	同
アルカ加古川南薬局	同 上	株式会社アルカ	同
ゆりのき薬局平岡店	加古川市平岡町新在家2 271 5 1F	有限会社チカヤメディックス	平成26年6月1日
キキョウ調剤薬局	たつの市揖西町土師146 12	有限会社サンミ	同年2月1日
医療法人桂誠会東野クリニック	宝塚市山本東3 11 25	医療法人桂誠会東野クリニック	同年3月1日
みずの歯科	同 市中州1 2 24 106	水野浩明	同年5月1日
医療法人桂誠会東野クリニックサンシティ宝塚	同 市宝梅2 6 26	医療法人桂誠会東野クリニック	同
たけなか呼吸器クリニック	同 市栄町3 3 38 宝塚ビル2F	竹中雅彦	平成26年6月1日
ほり心療内科クリニック	同 市南口2 5 30 宝塚第3パイオレットビル1階	医療法人社団ほり心療内科クリニック	同年5月1日
黒田東自由が丘診療所	三木市志染町東自由が丘2 391	医療法人社団三木平成会	同年6月1日

さんしろう歯科医院	同 市大村字砂163	医療法人社団さんしろう歯科医院	同 年 5月 1日
福地眼科	川西市清和台東 3 1 8 ガーデンモール清和台	医療法人社団福地眼科	同
医療法人社団さんすいクリニック	三田市下相野向山1612	医療法人社団さんすいクリニック	平成26年 4月 30日
医療法人社団 栖田内科	篠山市黒岡184	医療法人社団栖田内科	同 年 5月 1日
薬局大磯ファーマシー	淡路市久留麻1976 2	大 倉 雷 太	同 年 3月 19日
サツキ薬局	宍粟市山崎町山田字ウルシ畑ケ56 37	有限会社ジェイ・エッチ・エス	同 年 4月 1日
医療法人社団まつむら泌尿器科	加東市上中 3 48	医療法人社団まつむら泌尿器科	同 年 5月 1日



兵庫県告示第683号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ゴダイ薬局日高パーク店	豊岡市日高町祢布1010	医療機関名称	ゴダイ薬局日高店	ゴダイ薬局日高パーク店	平成26年 5月 1日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
東明会ひかりクリニック	明石市大明石町 1 7 4 白菊グランドビル 1階	医療法人社団東明会ひかりクリニック	平成26年 4月 30日
大久保駅前さくら薬局	同 市大久保町駅前 1 18 17	株式会社グッドプランニング	同
みずき薬局	同 市二見町西二見1994 15	有限会社アシスト	平成26年 5月 31日
清水メディカルクリニック	同 市松が丘 4 1 43	清 水 政 美	同 年 6月 30日
さわだクリニック	芦屋市川西町 8 13 クリニカルライン芦屋 2階	澤 田 喜 博	同 年 4月 30日
善住歯科医院	伊丹市美鈴町 3 5	善 住 満 男	平成25年12月31日
サクラ薬局タミー店	同 市西台 1 1 1	有限会社サクラファーマシータミー店	平成26年 5月 31日
大井医院	豊岡市城南町 8 12	大 井 美 行	同 年 4月 30日

はり内科クリニック	加古川市加古川町粟津739 1	医療法人社団はり内科クリニック	同
アルカ加古川南薬局	同 上	株式会社アルカ	同
ゆりのき薬局平岡店	加古川市平岡町新在家2 271 10	有限会社チカヤメディックス	平成26年 5 月31日
東野クリニック	宝塚市山本東3 11 25	東 野 誠	同 年 2 月28日
ほり心療内科クリニック	同 市南口2 5 30 宝塚第3バイオレットビル1階	堀 賢 二	同 年 4 月30日
有限会社ベガサス訪問看護ステーション	同 市光明町1 5	有限会社ベガサス	同 年 5 月31日
しゅうらく苑診療所	三木市別所町興治142	社会福祉法人秀楽会	平成24年 6 月 1 日
さんしろう歯科医院	同 市大村163	弘 田 三四郎	平成26年 4 月30日
福地眼科	川西市清和台東3 1 8 ガーデンモール清和台	福 地 俊 雄	同
聖綾クリニック	同 市中央町7 24 ブロードビル4階	吉 川 巖	平成26年 6 月15日
さんすいクリニック	三田市下相野向山1612	土 肥 俊 之	同 年 4 月29日
古田歯科診療所	同 市中央町4 5 三田ビル2階	古 田 巖	同 年 5 月31日
栖田内科	篠山市黒岡184	栖 田 道 雄	同 年 4 月30日
薬局大磯ファーマシー	淡路市久留麻1976 2	大 倉 敬 三	同 年 3 月18日
サツキ薬局	宍粟市山崎町山田字ウルシ畑ケ56 37	株式会社メディカル・ジェー・ネット	同 月31日
まつむら泌尿器科	加東市上中3 48	松 村 勝	平成26年 4 月30日
三栄商事株式会社白寿堂薬局	神崎郡神崎町八千種2579	三栄商事株式会社	平成 5 年 5 月20日
立岩医院	同 郡神河町寺前31 6	立 岩 正 雄	同 年 6 月30日
大河内町立川上診療所	同 郡大河内町川上477 1	大河内町長	平成17年11月 6 日
大河内町立上小田診療所	同 郡大河内町上小田412 1	同 上	同



兵庫県告示第684号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成26年 8 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	辞退年月日

医療法人社団愛瞳会みなみ 眼科	宝塚市小浜 5 1 28	医療法人社団愛瞳会みなみ 眼科	平成26年 6 月30日
--------------------	--------------	--------------------	--------------



兵庫県告示第685号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成26年 8 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
薬局グリーンドラッグ	明石市西新町 2 1 5	有限会社グリーンエンタープライズ	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成26年 3 月 1 日
ケアプランセンターなるせ	同 市大久保町大窪854 7	株式会社ケアプランセンター稲穂	居宅介護支援	同 年 5 月 1 日
カサプランカ訪問看護ステーション	同 市大久保町江井島1030 1	有限会社エイプラスアール	訪問看護、介護予防訪問看護	同
正井歯科医院	同 市魚住町中尾150 1	正 井 智 之	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成26年 5 月13日
恵泉きずな訪問介護事業	同 市魚住町西岡370 9	社会福祉法人明石恵泉福祉会	訪問介護、介護予防訪問介護	同 月19日
ケアサポートピア	同 市大久保町大久保町507 9	合同会社ピアピア	居宅介護支援	同 月26日
アルバ薬局大久保北店	同 市大久保町谷八木1191 184	株式会社アルバ	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成26年 6 月 1 日
恵泉きずな通所介護事業	同 市魚住町西岡370 9	社会福祉法人明石恵泉福祉会	通所介護、介護予防通所介護	同 月 6 日
ゆう薬局	同 市西明石南町 3 1 3	有限会社ダイサク	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同 月12日
ゆう薬局魚住店	同 市魚住町西岡123 8	同 上	同 上	同
ゆう薬局土山店	同 市魚住町清水2266 2	有限会社大志企画	同 上	同
新世薬局都志店	洲本市五色町都志大日68 3	新世薬品株式会社	同 上	平成26年 6 月 1 日
訪問看護ステーション創謙	芦屋市大原町 2 6 ラ・モール芦屋204号	株式会社創謙	訪問看護、介護予防訪問看護	同 年 5 月 1 日

こや調剤薬局	伊丹市昆陽東4 6 4 B棟	株式会社サン薬局	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同 年4月1日
NPO法人デイサービスセンター華結	同 市荻野西1 2 3	特定非営利活動法人華結	通所介護、介護予防通所介護	同 年5月1日
ファミリア訪問入浴サービス	同 市昆陽南1 6 41	株式会社ファミリア	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	同 年6月1日
訪問介護よつば	同 市北野4 1 1 106	株式会社やすい	訪問介護、介護予防訪問介護	同
訪問介護ステーション 四つ葉のクローバー	豊岡市中央町4 12	株式会社太陽ライフサポート	同 上	平成26年5月1日
訪問入浴サービスえがお	同 市江本396 1 102	たじま医療生活協同組合	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	同
小規模多機能型居宅介護事業所松ぼっくり	加古川市平岡町一色85 1	社会福祉法人松風会	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成26年3月24日
はり内科クリニック	同 市加古川町粟津770 18	医療法人社団はり内科クリニック	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同 年5月1日
中川調剤薬局別府店	同 市別府町新野辺北町5 112 3	株式会社中川調剤薬局	同 上	同
中川調剤薬局平野店	同 市加古川町平野537 2	同 上	同 上	同
中川調剤薬局平岡店	同 市平岡町山之上558 1	同 上	同 上	同
中川調剤薬局尾上店	同 市尾上町今福467 4	同 上	同 上	同
中川調剤薬局一色店	同 市平岡町一色字東畑725-9	同 上	同 上	同
レオ・ケアステーション加古川	同 市米田町平津625 おひさまの家宝殿	株式会社レオ・ソリューションズ	訪問介護、介護予防訪問介護	平成26年6月1日
レオ・ケアステーション加古川南	同 市尾上町養田726 4 おひさまの家尾上の松	同 上	同 上	同
サンミ調剤薬局赤穂店	赤穂市加里屋字駅前町67 8	有限会社サンミ	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成25年8月31日
ほり心療内科クリニック	宝塚市南口2 5 30 宝塚第3バイオレットビル1階	医療法人社団ほり心療内科クリニック	同 上	平成26年5月1日
ふくろう介護事業所	同 市安倉中5 71	株式会社ふくろう	訪問介護、介護予防訪問介護	同

みとすデイサービス	同 市旭町 2 3 10	合同会社ミルトス	通所介護、介護予防 通所介護	平成26年 6月 2日
医療法人社団晃成会訪 問看護ステーション	同 市光明町 1 5	医療法人社団晃成会	訪問看護、介護予防 訪問看護	同 月 1日
医療法人社団晃成会介 護ステーション	同 上	医療法人社団晃成会	訪問介護、福祉用具 貸与、特定福祉用具 販売、居宅介護支援、 介護予防訪問介護、 介護予防福祉用具貸 与、介護予防特定福 祉用具販売	同
さんしろう歯科医院	三木市大村字砂163	医療法人社団さんし ろう歯科医院	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	平成26年 5月 1日
デンタルサポートふれ あいクリニック	同 市本町 2 5 14	萩 谷 昇	同 上	同
川西市歯科医師会立訪 問歯科センター	川西市火打 1 1 7 ふれ あいプラザ 1階	一般社団法人川西市歯 科医師会	同 上	平成26年 3月21日
なの花薬局川西桜ヶ丘 店	同 市中央町15 6 セント ラルハイツ 1階 1号	株式会社共栄ファーマ シー	同 上	同 年 4月 1日
セコム川西訪問看護ス テーション	川西市新田 1 5 4	セコム医療システム株 式会社	訪問看護、介護予防 訪問看護	同
あんじゅケアプランセ ンター	同 市平野 2 33 2	合同会社安寿	居宅介護支援	平成26年 4月30日
あんじゅデイサービス センター	同 上	同 上	通所介護、介護予防 通所介護	同
さんすいクリニック	三田市下相野向山1612	医療法人社団さんすい クリニック	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同
三田薬局	同 市中央町 4 10	吉 田 和 奈	同 上	平成26年 5月 1日
リハビリデイなごみ庵	加西市下宮木町512	社会福祉法人真秀会	通所介護、介護予防 通所介護	同
ほほえみクリニック	篠山市網掛418 1	田 中 敬一郎	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同
優訪問看護ステーショ ン	丹波市山南町岡本93 2	株式会社インフィニテ ィ	訪問看護、介護予防 訪問看護	平成26年 4月 1日
あべいすとリハビリセ ンター・志知	南あわじ市志知釜53	株式会社あべいすと	通所介護、介護予防 通所介護	同 年 6月 1日



介護ショップひまわり 北播磨店	加東市下滝野 1 136	丹波医療株式会社	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、介護 予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用 具販売	同 年 5月15日
あやとり居宅介護支援 事業所	同 市野村894	特定非営利活動法人デ イホームあやとり	居宅介護支援	同 年 6月 1日
中川調剤薬局稲美中一 色店	加古郡稲美町中一色字青の井 822 5	株式会社中川調剤薬局	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同 年 5月 1日
太子の郷デイサービス	揖保郡太子町太田231 1	社会福祉法人太子福祉 会	通所介護、介護予防 通所介護	同 年 4月 1日
地域密着型特別養護老 人ホーム太子の郷ショ ートステイ	同 上	同 上	短期入所生活介護	同
太子の郷ショートステ イ	同 上	同 上	短期入所生活介護、 介護予防短期入所生 活介護	同
太子の郷居宅介護支援 事業所	同 上	同 上	居宅介護支援	同
小規模多機能居宅介護 太子の郷	同 上	同 上	小規模多機能型居宅 介護、介護予防小規 模多機能型居宅介護	平成26年 5月 1日
太子の郷ヘルパーステ ーション	同 上	同 上	訪問介護、介護予防 訪問介護	同



兵庫県告示第686号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ゴダイ薬局日高パ ーク店	豊岡市日高町祢布1010	事業所名称	ゴダイ薬局日高店	ゴダイ薬局日高パ ーク店	平成26年 5月 1日
医療法人社団晃成 会晃成会クリニッ ク	宝塚市光明町 1 9	同 上	医療法人社団晃成 会岩津外科胃腸外 科クリニック	医療法人社団晃成 会晃成会クリニッ ク	同

しあわせ荘デイサービスセンター	多可郡多可町中区鍛冶屋763 3	住所表示	多可郡多可町中町鍛冶屋763 3	多可郡多可町中区鍛冶屋763 3	平成17年11月 1日
いきいきデイサービスセンター	同 上	事業所名称 住所表示	中町デイサービスセンター 多可郡多可町中町鍛冶屋763 3	いきいきデイサービスセンター 多可郡多可町中区鍛冶屋763 3	同
しあわせ荘居宅介護支援事業所	同 上	住所表示	多可郡多可町中町鍛冶屋763 3	多可郡多可町中区鍛冶屋763 3	同
ケアハウスしあわせ荘	多可郡多可町中区鍛冶屋763 15	同 上	同 郡多可町中町鍛冶屋763 15	同 郡多可町中区鍛冶屋763 15	同

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
大久保駅前さくら薬局	明石市大久保町駅前1 18 17	株式会社グッドプランニング	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成26年 4月30日
恵泉総合ケアセンター魚住事業所	同 市魚住町清水115 1 101	社会福祉法人明石恵泉福祉会	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年 5月18日
恵泉第1 デイサービスセンター	同 市大久保町大窪3101 1	同 上	通所介護、介護予防 通所介護	同 年 6月 5日
南ぐる～りあ	伊丹市南野北1 3 44 南 野ローズヴィラ102	社会福祉法人ヘルプ協会	居宅介護支援	同 年 5月31日
ぐる～りあ東野ケアプランセンター	同 市東野 4 60 1 エミ ール東野108	同 上	同 上	同
訪問入浴サービスえがお	豊岡市江本396 1 102	たじま医療生活協同組合	訪問入浴介護	平成21年 4月 1日
ニチケアセンター豊岡	同 市正法寺613 1 クリ ア第1ビル1F	株式会社ニチイ学館	居宅介護支援	平成26年 4月 1日
はり内科クリニック	加古川市加古川町栗津739 1	医療法人社団はり内科 クリニック	居宅療養管理指導	同 月30日
ほり心療内科クリニック	宝塚市南口 2 5 30 宝塚 第3バイオレットビル1階	堀 賢 二	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同
有限会社ベガサス	同 市光明町 1 5	有限会社ベガサス	居宅介護支援、福祉 用具貸与、訪問介護、 介護予防訪問介護	平成26年 5月31日
有限会社ベガサス訪問看護ステーション	同 上	同 上	訪問看護、介護予防 訪問看護	同
さんしろう歯科医院	三木市大村163	弘 田 三四郎	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成26年 4月30日

聖綾クリニック	川西市中央町7 24 ブロードビル4階	吉 川 巖	同 上	同 年6月15日
あやとり居宅介護支援事業所	加東市上滝野2331	特定非営利活動法人デイホームあやとり	居宅介護支援	同 年5月31日
ホームケアひじり	揖保郡太子町山田664 16	社会福祉法人太子福祉会	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年3月31日



兵庫県告示第687号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
中 村 裕 斗	中 村 裕 斗	明石市大久保町松陰1053 8	平成26年 5月 7日
方 俊 和	こや東整骨院	伊丹市昆陽東6 11 16 ファクト93 1階	同 月14日
齊 藤 雅 也	齊 藤 雅 也	同 市梅ノ木1 1 18	同 月16日
齋 藤 敬 介	齋藤整骨院	豊岡市出石町町分144 1	平成26年 6月 3日
崔(高山)大	みのり整骨院	加古川市加古川町寺家町16	同 月 1日
佐 藤 裕 太	大谷接骨院	宍粟市一宮町安積459 2	平成26年 4月 1日



兵庫県告示第688号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術者から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定施術者

施術者及び 施術所名称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
枝 川 淳 二 朝霧整骨院鍼灸院	明石市朝霧南町1 488 13	住所表示	明石市大蔵谷東山 488 13	明石市朝霧南町1 488 13	平成26年 2月15日

2 廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
森 田 直 樹	さくら整骨院	明石市西明石南町2 12 21	平成25年 3月30日

岡 本 陽 平	朝霧整骨院鍼灸院	同 市大蔵谷東山488 13	同 月31日
門 村 鉄 也	門村鍼灸整骨院	同 市魚住町錦が丘4 1 12	平成25年12月28日
加 治 奈津子	天海鍼灸整骨院	宝塚市安倉中3 12 33	平成26年 4月30日
坂 浩 二	淡路接骨院	淡路市岩屋1351 2	同 年 3月31日



兵庫県告示第689号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、クリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 主催者の名称及び所在地  
 名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
 所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地  
 名 称 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター  
 所在地 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階
- 3 日程、会場等

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
平成26年11月6日(木)	津名ハイツ	淡路市志筑162	40人
同 月18日(火)	やしろ国際学習塾	加東市上三草1175	30人
平成26年12月4日(木)	いたみホール (伊丹市立文化会館)	伊丹市宮ノ前1 1 3	50人
同 月16日(火)	宝塚商工会議所	宝塚市栄町2丁目1 2 ソリオ2	50人
平成27年 1月15日(木)	たつの市青少年館	たつの市龍野町富永	30人
同 月27日(火)	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山手通6 3 28	50人

4 科目及び時間数

講習科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

- 5 受講料  
 講習受講料 4,500円
- 6 受講についての問合せ先  
 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター

電話 (078) 361 - 8097

兵庫県告示第690号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13の規定により、平成26年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成26年10月10日(金)午前10時から正午まで

2 試験場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号

兵庫県民会館 3階会議室 304

3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ([http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07\\_000000002.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000002.html))、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局砂防課及び各県民局・県民センター商工労政担当課・土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒(長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル)に82円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

平成26年9月1日(月)から同月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成26年9月19日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

(4) 手数料

8,000円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成26年10月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

電話(078)341-7711 内線2245

(078)362-4159(直通)

兵庫県告示第691号

平成8年兵庫県告示第907号の4(環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく温暖化防止配慮指針)の一部を次のように改正し、平成26年8月1日から適用する。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1)中「次の各項目」を「別表に掲げる区分」に改め、アからケまでを削る。

3の次に次の別表を加える。

別表 排出抑制措置の区分及び措置内容

区分	排出抑制措置の内容
1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底	1 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備 2 原材料の変更による特定物質排出量の抑制 3 最適燃焼制御 4 工程の削減・連続化 5 建物外気温が低い場合における外気導入による冷房用エネルギーの削減 6 燃料転換（二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの利用） 7 ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入等によるエネルギー管理システムの採用 8 空調設備等の設備機器の効率の良い運転のための点検及び保守管理 9 エネルギー効率の良い事務機器等の使用 10 夏期冷房摂氏 28 度、冬期暖房摂氏 20 度の維持による室内温度管理の適正化 11 空調設備又はエレベーターの台数制御その他のエネルギーの使用の合理化に配慮した運転手法の採用 12 昼休みの一斉消灯 13 会議室などの冷暖房機器の使用後の運転停止 14 小集団活動等を通じた省エネルギー活動 15 環境マネジメントシステムの導入等、自主的な行動計画の策定と体制整備、環境情報の公開・提供
2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化	1 熱源設備におけるコージェネレーションシステム、蓄熱システム、燃料電池等の高効率熱源機器の採用 2 空調設備、エレベーター等の設備におけるエネルギー低消費型機器の採用 3 Hf(高周波点灯形)照明、LED(発光ダイオード)照明等高効率照明機器や人感センサーの採用 4 地域冷暖房システム又は地域熱供給システムの利用 5 高効率給湯機器の採用 6 断熱性能を高める二重窓や複層ガラス等の導入 7 建築物等の長寿命化 8 電動機器のインバータ制御化 9 木製品の有効活用、建築物の木質化
3 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用	1 太陽光発電、風力発電、バイオマスボイラーその他の再生可能エネルギーの利用 2 製造工程における廃熱の利用（リジェネレーターやバイナリー発電の導入等） 3 廃棄物の焼却排熱、下水の熱その他の未利用エネルギーの利用
4 自動車等に関する対策（工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限	1 省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備 2 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等の導入 3 車両の大型化、トレーラー化

る。)を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化</li> <li>5 輸送ルート・輸送手段の工夫</li> <li>6 適正車種選択</li> <li>7 積載率の向上</li> <li>8 テレビ会議システム等の利用による交通量の削減</li> <li>9 公共交通機関の利用による自動車使用頻度の低減</li> <li>10 自動車の性能維持のための定期的な点検整備</li> <li>11 エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行</li> <li>12 エコドライブ関連機器の導入</li> </ul>
5 荷主としての対策(貨物委託輸送におけるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 省エネ責任者の設置並びに社内研修体制の整備及びその要請</li> <li>2 自家用貨物車から営業用貨物車への転換</li> <li>3 貨物列車・船舶等へのモーダルシフト及びその要請</li> <li>4 天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等の使用の要請</li> <li>5 車両の大型化、トレーラー化の要請</li> <li>6 共同の輸送・配送等の計画化による自動車使用の合理化の要請</li> <li>7 輸送ルート・輸送手段の工夫の要請</li> <li>8 適正車種選択の要請</li> <li>9 積載率の向上の要請</li> <li>10 自動車の性能維持のための定期的な点検整備の要請</li> <li>11 エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行の要請</li> <li>12 エコドライブ関連機器の導入の要請</li> </ul>
6 ハイドロフルオロカーボン等(特定物質のうち、二酸化炭素を除くガスに係るもの)の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地球温暖化係数が低い物質への転換又は特定物質に該当しない物質への転換若しくは当該物質の開発</li> <li>2 ハイドロフルオロカーボン等の容器への充てん時・製品への封入時等の漏えい防止の徹底、ハイドロフルオロカーボン等使用機器からの冷媒等の回収又は代替物質使用機器の使用優先</li> <li>3 廃棄物処理によるメタン削減対策又は焼却施設等燃焼過程から排出される一酸化二窒素削減対策</li> </ul>
7 廃棄物の排出抑制・再利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 使い捨て製品から再使用可能な製品への転換及び再生品の採用</li> <li>2 分別回収品目の拡大</li> <li>3 廃棄物のリサイクル</li> </ul>
8 県内のプロジェクトで創出されたクレジットの購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度により兵庫県内で創出されたJ-クレジット等の購入</li> <li>2 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書(グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。)の購入</li> <li>3 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書(グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。)の購入</li> </ul>
9 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 事業所における樹木等による緑化</li> <li>2 兵庫県内における樹木等による緑化、森林保全等の取組</li> <li>3 再生可能エネルギーによる発電を目的とした「ひょうごグリーンエネルギー基金」(事務局:公益財団法人ひょうご環境創造協会)への寄附</li> <li>4 環境に配慮した製品の開発や販売、環境に配慮した商品等の購入(グリーン購入)</li> <li>5 その他の地球温暖化対策(県外又は海外における二国間クレジットの取</li> </ul>

得等を含む。)



兵庫県告示第692号

平成18年兵庫県告示第963号(兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針)の一部を次のように改正し、平成26年8月1日から適用する。

平成26年8月1日

兵庫県知事 井戸敏三

制定文中「環境の保全と創造に関する条例」の右に「(平成7年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。)」を加える。

第1中「第1 目的」を「第1 趣旨」に、「環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。)」を「条例」に、「事業者」を「特定事業者」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2中「第2 特定物質排出抑制計画の作成」を「第2 排出抑制計画」に改め、第2の7を削り、第2の6(1)中「2(1)」を「3(1)」に、「燃料及び熱」を「エネルギー」に改め、「電気の使用量」を削り、「走行距離並びに」を「台数及び」に改め、第2の6(3)中「事業者」を「特定事業者」に改め、第2の6に次のように加える。

(4) 1号排出抑制計画又は3号排出抑制計画の概要を基に、特定事業者ごとに公表用排出抑制計画を様式第4号により作成し、添付するものとする。ただし、1号排出抑制計画の概要を基に作成する公表用排出抑制計画について、特定事業者ごとの作成が難しい場合は、工場等ごとにその理由を明記した公表用排出抑制計画を作成し、添付するものとする。

第2の6を第2の7とし、第2の7の前に次のように加える。

6 排出抑制計画の様式

排出抑制計画は、(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める様式を参考に作成し、又は変更するものとする。

- (1) 1号排出抑制計画 様式第1号
- (2) 2号排出抑制計画 様式第2号
- (3) 3号排出抑制計画 様式第3号

第2の5を削り、第2の4中「特定物質排出抑制措置」を「排出抑制措置」に、「事業者は、特定物質」を「特定物質」に、「排出抑制措置の現状」を「特定物質の排出抑制を行うための措置の現状」に、「別表1又は2」を「別表1又は別表2」に、「同表」を「これらの表」に、「事業者は、できるかぎり排出抑制を行うために、講じることができる措置」を「1号排出抑制計画又は3号排出抑制計画には、可能な限り排出抑制措置」に、「2 自動車等」を「4 自動車等」に、「敷地外」を「工場等の敷地外」に、「自家用車」を「自家用車(業務に使用するものに限る。)」に、「事業者」を「特定事業者」に改め、第2の4を第2の5とし、第2の3中「特定物質排出抑制目標」を「排出抑制目標」に改め、「事業者は、」を削り、第2の3(1)中「2により」を「3により」に、「4により」を「5により」に改め、第2の3(2)及び(3)を次のように改める。

- (2) 目標年度は、平成32年度とする。
- (3) 総排出量による目標設定を基本とし、これによりがたい場合は、その理由を明記の上、原単位による目標設定とする。

第2の3を第2の4とし、第2の2(1)中「事業者は、」を削り、「走行距離」を「台数」に、「又」を「また」に、「下表」を「下表」に改め、第2の2(1)の表を次のように改める。

基準年度	区分
平成17年度	平成17年度時点で対象規模に達しており、排出量が把握できる場合は、原則として平成17年度を基準年度とする。ただし、工場等の増設、使用する自動車の台数の増加等により平成17年度と業態が大幅に変わっている場合は、当該増設等を行った翌年



	度を基準年度とする。
対象となった年度の前年度	平成18年 4月 1日以後、工場等の新設又はエネルギー使用量若しくは使用する自動車の台数の増加により対象となったもの。

第2の2(2)中「単位発熱量や排出係数等」を「単位発熱量及び排出係数」に、「事業者」を「特定事業者」に改め、第2の2(3)中「単位発熱量や排出係数等」を「単位発熱量及び排出係数」に、「事業者」を「特定事業者」に、「特定物質排出抑制計画書(以下「計画書」という。)」を「排出抑制計画」に改め、第2の2を第2の3とし、第2の1(1)中「事業者は、」を削り、第2の1(2)中「事業者は、」を削り、「設置するなど」を「設置する等」に改め、第2の1を第2の2とし、第2の2の前に次のように加える。

#### 1 排出抑制計画の作成又は変更

特定事業者は、(1)及び(3)に掲げる排出抑制計画については2から7までにより、(2)に掲げる排出抑制計画については3から7までにより作成し、又は変更するものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成8年兵庫県規則第1号。以下「規則」という。)第45条第2項第1号又は第3号に規定する工場等を設置し、又は管理している者が、当該工場等について作成等する排出抑制計画(以下「1号排出抑制計画」という。)
- (2) 規則第45条第2項第2号に規定する工場等を設置し、又は管理している者が、当該工場等について作成等する排出抑制計画(以下「2号排出抑制計画」という。)
- (3) 自動車運送事業者が作成等する排出抑制計画(以下「3号排出抑制計画」という。)

第3及び第4を次のように改める。

#### 第3 排出抑制措置の結果の報告

##### 1 特定物質排出抑制措置結果報告書の作成

特定事業者は、計画期間中、毎年度、2から5により、排出抑制計画に基づき講じた措置の結果の報告書(以下「報告書」という。)を作成し、知事に提出するものとする。

##### 2 特定物質排出状況

前年度の特定物質ごとの排出量を第2の3に準じて算定するものとする。

##### 3 排出抑制措置の点検及び評価

排出抑制計画に定めた排出抑制措置の前年度の結果について点検及び評価を行うものとする。また、排出抑制目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、排出抑制措置の内容の見直しを行うものとする。

##### 4 報告書の様式

報告書は、(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める様式を参考に作成するものとする。

- (1) 1号排出抑制計画に係る措置の結果の報告書(以下「1号報告書」という。) 様式第5号
- (2) 2号排出抑制計画に係る措置の結果の報告書(以下「2号報告書」という。) 様式第6号
- (3) 3号排出抑制計画に係る措置の結果の報告書(以下「3号報告書」という。) 様式第7号

##### 5 添付書類

- (1) 特定物質の排出量の集計結果を添付するものとする。
- (2) その他、排出抑制措置の結果や目標達成状況等について参考となる資料等があれば、添付するものとする。
- (3) 公表用排出抑制計画と同様、1号報告書又は3号報告書の概要を基に、特定事業者ごとに公表用報告書を様式第8号により作成し、添付するものとする。ただし、第2の7(4)ただし書に基づき、工場等ごとの排出抑制計画を作成した特定事業者については、工場等ごとに公表用報告書を作成し、添付するものとする。

##### 6 排出抑制目標の達成状況の確認

特定事業者は、計画期間が終了したときは、排出抑制計画に定めた排出抑制措置の結果をまとめ、排出抑制目標の達成状況について確認を行うとともに、達成要因又は未達成要因を明らかにするものとする。

#### 第4 排出抑制計画等の公表

##### 1 条例第142条の4関係

県は、インターネットの利用その他の適切な方法により、特定事業者から提出のあった排出抑制計画及び報告書の集計結果並びに公表用排出抑制計画及び公表用報告書を公表するものとする。

## 2 条例第142条の7関係

特定事業者は、条例第142条の7に基づき公表する場合には、次に掲げる事項を公表するように努めるものとする。

### (1) 排出抑制計画

- ア 特定事業者の概要
- イ 特定物質の排出状況
- ウ 排出抑制目標
- エ 排出抑制措置

### (2) 排出抑制措置の結果

- ア 特定事業者の概要
- イ 特定物質の排出状況
- ウ 排出抑制目標の達成状況
- エ 排出抑制措置の達成状況

別表1中「4 特定物質排出抑制措置」を「5 排出抑制措置」に改め、同表の1の項中「エネルギーの使用の合理化」を「省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底」に改め、同項2から5までを削り、同項1を同項5とし、同項5の前に次のように加える。

- 1 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備
- 2 原材料の変更による特定物質排出量の抑制
- 3 最適燃焼制御
- 4 工程の削減・連続化

別表1の1の項6を次のように改める。

### 6 燃料転換（二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの利用）

別表1の1の項7から9までを削り、同項10を同項7とし、同項11を同項8とし、同項8の次に次のように加える。

### 9 エネルギー効率の良い事務機器等の使用

別表1の1の項中12を10とし、13から16までを11から14までとし、同項に次のように加える。

### 15 環境マネジメントシステムの導入等、自主的な行動計画の策定と体制整備、環境情報の公開・提供

別表1の8の項1及び2中「樹木」を「樹木等」に改め、同項3中「自然エネルギー」を「再生可能エネルギー」に、「掘出」を「寄附」に改め、同項4中「自主行動計画等」を「低炭素社会実行計画等」に改め、同項5中「クレジット」を「二国間クレジット」に改め、同項5を同項6とし、同項4の次に次のように加える。

### 5 環境に配慮した製品の開発や販売、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）

別表1の8の項を同表の9の項とし、同表の7の項1中「J-クレジット」を「J-クレジット等」に改め、同項2及び3を削り、同項4中「算定された」を「算定した」に改め、同項4を同項2とし、同項5中「算定された」を「算定した」に改め、同項5を同項3とし、同項6中「1から5」を「1から3まで」に改め、同項6を同項4とし、同項7中「1から5」を「1から3まで」に改め、同項7を同項5とし、同項を同表の8の項とし、同表の6の項を同表の7の項とし、同表の5の項中「の排出抑制」を「（特定物質のうち、二酸化炭素を除くガスに係るもの）の排出抑制」に改め、同項2中「徹底」の右に「、ハイドロフルオロカーボン等使用機器からの冷媒等の回収又は代替物質使用機器の使用優先」を加え、同項に次のように加える。

### 3 廃棄物処理によるメタン削減対策又は焼却施設等燃焼過程から排出される一酸化二窒素削減対策

別表1の5の項を同表の6の項とし、同表の4の項を削り、同表の3の項4中「ハイブリッド自動車等の導入」を「ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等の使用」に改め、同項11を削り、同項12中「エコドライブなど」を「エコドライブ（アイドリングストップを含む。）等」に改め、同項12を同項11とし、同項13を同項12とし、同項を同表の5の項とし、同表の2の項中「敷地外」を「工場等の敷地外」に、「自家用車」を「自家用車（業務に使用するものに限る。）」に改め、同項2中「ハイブリッド自動車等」を「ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等」に改め、同項10を削り、同項9を同項10とし、同項8中「自動車使用」を「自動車使用頻度」に改め、同項8を同項9とし、同項7の次に次のように加える。

### 8 テレビ会議システム等の利用による交通量の削減

別表1の2の項11中「エコドライブなど」を「エコドライブ（アイドリングストップを含む。）等」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の1の項の次に次のように加える。

<p>2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化</p>	<p>1 熱源設備におけるコージェネレーションシステム、蓄熱システム、燃料電池等の高効率熱源機器の採用                  2 空調設備、エレベーター等の設備におけるエネルギー低消費型機器の採用                  3 Hf(高周波点灯形)照明、LED(発光ダイオード)照明等高効率照明機器や人感センサーの採用                  4 地域冷暖房システム又は地域熱供給システムの利用                  5 高効率給湯機器の採用                  6 断熱性能を高める二重窓や複層ガラス等の導入                  7 建築物等の長寿命化                  8 電動機器のインバータ制御化                  9 木製品の有効活用、建築物の木質化</p>
<p>3 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用</p>	<p>1 太陽光発電、風力発電、バイオマスボイラーその他の再生可能エネルギーの利用                  2 製造工程における廃熱の利用(リジェネバーナーやバイナリー発電の導入等)                  3 廃棄物の焼却排熱、下水の熱その他の未利用エネルギーの利用</p>

別表2中「4 特定物質排出抑制措置」を「5 排出抑制措置」に改め、同表の1の項中「(自家用車を含む)」を削り、同項2中「ハイブリッド自動車等」を「ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等」に改め、同項10を削り、同項11中「エコドライブなど」を「エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等」に改め、同項11を同項10とし、同項12を同項11とし、同表の2の項1中「J-クレジット」を「J-クレジット等」に改め、同項2及び3を削り、同項4中「算定された」を「算定した」に改め、同項4を同項2とし、同項5中「算定された」を「算定した」に改め、同項5を同項3とし、同項6中「1から5」を「1から3まで」に改め、同項6を同項4とし、同項7中「1から5」を「1から3まで」に改め、同項7を同項5とし、同表の3の項1及び2中「樹木」を「樹木等」に改め、同項3中「自然エネルギー」を「再生可能エネルギー」に、「拋出」を「寄附」に改め、同項4中「自主行動計画等」を「低炭素社会実行計画等」に改め、同項5中「クレジット」を「二国間クレジット」に改め、同項5を同項6とし、同項4の次に次のように加える。

5 環境に配慮した商品等の購入(グリーン購入)

様式第1号中

「様式第1号(条例第142条の2関係)

特定物質排出抑制(変更)計画書」

を

「様式第1号(条例第142条の2関係)

(1号排出抑制計画:エネルギー使用量(原油換算)年間1,500kL以上等の工場等用)

特定物質排出抑制(変更)計画書」

に、

「.....印」

を

「.....」

に改め、同様式3(1)中「1.1 燃料」を「燃料」に、「1.2 電気事業者」を「他人」に、「1.3 熱供給事業者」を「他人」に、「2.1.1 ボイラー」を「燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具」に改め、同様式3(2)中「1.1 燃料」を「燃料」に、「1.2 電気事業者」を「他人」に、「1.3 熱供給事業者」を「他人」に、「2.1.1 ボイラー」を「燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具」に改め、同様式4(1)を次のように改める。

(1) 排出抑制目標

(二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub>)

特 定 物 質	基準年度排出量 ( )年度(a)	現況排出量 ( )年度(b)	平成32年度	
			抑制目標量(c)	抑制率(%)
二 酸 化 炭 素				
メ タ ン				
一酸化二窒素				
H F C				
P F C				
六ふっ化硫黄				
合 計				

備考：抑制率(%) = { (a) - (c) } / (a) × 100

様式第1号6中「自家用車」を「自家用車(業務に使用するものに限る。)」に、「敷地外」を「工場等の敷地外」に改め、同様式6(3)中「平成27年度」を「平成32年度」に、「ハイブリッド自動車等」を「ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等」に、

「

公共交通機関の利用による自動車使用の低減	
自動車の性能維持のために定期的な点検整備	
アイドリングストップ	
エコドライブなど経済的な運転の励行	

」

を

「

テレビ会議システム等の利用による交通量の削減	
公共交通機関の利用による自動車使用頻度の低減	

自動車の性能維持のための定期的な点検整備	
エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行	

に改め、同様式7中「(1) 実施している」を「実施している」に、「平成27年度」を「平成32年度」に、「ハイブリッド自動車等」を「ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等」に、

アイドリングストップの要請	
エコドライブなど経済的な運転の励行	
エコドライブ関連機器の導入の要請	
その他 ( )	

を

エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行	
エコドライブ関連機器の導入の要請	
その他 ( )	

に改める。

様式第4号中「自動車運送事業者用」を「3号報告書：自動車運送事業者用」に、

「 ..... 印」

を

「 ..... 」

に、

「

営業所等の所在地	
----------	--

を

「

営業所等の所在地	
業 種	

に改め、同様式1を次のように改める。

1 特定物質排出状況

特定物質排出量 ( 年度 ) ( 二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub> )

活動の区分	特定物質	二酸化炭素
燃料の使用		

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

様式第 4 号 2 (1) 中「基準年度排出量」を「基準年度排出量 ( 年度 )」に、「平成27年度」を「平成32年度」に、

「

二酸化炭素					
メタン					
一酸化二窒素					
合計 ( A )					

」

を

「

二酸化炭素 ( A )					
-------------	--	--	--	--	--

」

に改め、同様式 2 (2) 中「基準年度排出量」を「基準年度排出量 ( 年度 )」に、「クレジット償却量」を「クレジット償却量 ( 年度 )」に、「平成27年度」を「平成32年度」に、

「

J - クレジット	/		/		/
国内クレジット	/		/		/
オフセット・クレジット ( J - V E R )	/		/		/

」

を

「

J - クレジット等	/		/		/
------------	---	--	---	--	---

」

に改め、同様式を様式第 7 号とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

様式第 6 号 ( 条例第142条の 3 関係 )

( 2 号報告書：エネルギー使用量(原油換算)年間500kL以上1,500kL未満の工場等用 )

排 出 抑 制 措 置 結 果 報 告 書

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )

.....  
氏名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )  
.....

工場等の名称		
工場等の所在地		
業 種		
平成 年度に実施した温室効果ガス排出抑制措置の状況		
平成 年度における二酸化炭素排出量		( kg-CO <sub>2</sub> )
連絡先	担当部署・担当者氏名	
	電話番号	F A X 番号
	電子メールアドレス	

A 4

様式第3号中

「様式第3号（条例第142条の3関係）」

特定物質排出抑制措置結果報告書」

を

「様式第3号（条例第142条の3関係）」

（1号報告書：エネルギー使用量（原油換算）年間1,500kL以上等の工場等用）

特定物質排出抑制措置結果報告書」

に、

「 ..... 印」

を

「 ..... 」

に、

「

工場等の所在地	
---------	--

を

「

工場等の所在地	
業 種	

に改め、同様式 1 中「 1 . 1 燃料」を「燃料」に、「 1 . 2 電気事業者」を「他人」に、「 1 . 3 熱供給事業者」を「他人」に、「 2 . 1 . 1 ボイラー」を「燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具」に改め、同様式 2 (1)中「基準年度排出量」を「基準年度排出量 ( 年度)」に、「平成27年度」を「平成32年度」に改め、同様式 2 (2)中「基準年度排出量」を「基準年度排出量 ( 年度)」に、「クレジット償却量」を「クレジット償却量 ( 年度)」に、「平成27年度」を「平成32年度」に、

「

J - クレジット				
国内クレジット				
オフセット・クレジット ( J - V E R )				

」

を

「

J - クレジット等			
------------	--	--	--

」

に改め、同様式 3 中「自家用車」を「自家用車 ( 業務に使用するものに限る。 )」に、「敷地外」を「工場等の敷地外」に改め、同様式 3 (3)中「ハイブリッド自動車等」を「ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等」に、

「

公共交通機関の利用による自動車使用の低減		
自動車の性能維持のための定期的な点検整備		
アイドリングストップ		
エコドライブなど経済的な運転の励行		

」

を

「

テレビ会議システム等の利用による交通量の削減		
公共交通機関の利用による自動車使用頻度の低減		
自動車の性能維持のための定期的な点検整備		
エコドライブ ( アイドリングストップを含む。 ) 等経済的な運転の励行		

」

に改め、同様式の 4 (1)中「 (1) 実施した」を「実施した」に、「平成27年度」を「平成32年度」に、「ハイブリッド自動車等」を「ハイブリッド自動車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車等」に、

「

アイドリングストップ		
------------	--	--



の要請		
エコドライブなど経済的な運転の励行		
エコドライブ関連機器の導入の要請		
その他 ( )		

を  
「

エコドライブ(アイドリングストップを含む。)等経済的な運転の励行		
エコドライブ関連機器の導入の要請		
その他 ( )		

に改め、同様式を様式第 5 号とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。  
様式第 4 号 ( 条例第142条の 4 関係 )

公表用特定物質排出抑制計画書 ( 新規・変更 )

事業者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
事業者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
事業者の主たる業種			
事業の概要			
県内対象工場等の名称			
県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	( 単位 : t-CO <sub>2</sub> ( CO <sub>2</sub> 換算量 ) )		
	基準年度 ( 実績 ) ( 平成 年度 )	現況 ( 実績 ) ( 平成 年度 )	目標年度 ( 計画 ) ( 平成 年度 )

目標設定の考え方	
温室効果ガスの排出 抑制措置の内容 (主な計画)	
社会貢献活動等	

A 4

様式第 2 号中「自動車運送事業者用」を「3号排出抑制計画：自動車運送事業者用」に、  
「 ..... 印」  
を  
「 .....」  
に改め、同様式 3 を次のように改める。

3 特定物質排出状況

(1) 特定物質排出量 基準年度 ( 年度 ) ( 二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub> )

活動の区分	特定物質	二酸化炭素
燃料の使用		

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

(2) 特定物質排出量 現況 ( 年度 ) ( 二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub> )

活動の区分	特定物質	二酸化炭素
燃料の使用		

注：活動の区分については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って記載すること。

様式第 2 号 4 (1) を次のように改める。

(1) 排出抑制目標

( 二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub> )

特 定 物 質	基準年度排出量 ( )年度(a)	現況排出量 ( )年度(b)	平成32年度	
			抑制目標量(c)	抑制率(%)
二酸化炭素				

備考：抑制率(%) = { (a) - (c) } / (a) × 100

様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(条例第142条の2関係)

(2号排出抑制計画：エネルギー使用量(原油換算)年間500kL以上1,500kL未満の工場等用)

排 出 抑 制 計 画 書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

報告者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

.....  
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
.....

工場等の名称	
工場等の所在地	
業 種	
事業の概要	
これまでに講じた温室効果ガス排出抑制措置	
平成 年度までに講じる予定の温室効果ガス排出抑制措置	

二酸化炭素排出量	基準年度(平成 年度) [kg-CO <sub>2</sub> ]	目標年度(平成 年度) [kg-CO <sub>2</sub> ]	対基準年度比 (%)
連絡先	担当部署・担当者氏名		
	電話番号	F A X 番号	
	電子メールアドレス		

A 4

様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 8 号 ( 条例第142条の 4 関係 )

公表用特定物質排出抑制措置結果報告書

事業者の住所(法人 にあつては、主たる事 務所の所在地)										
事業者の氏名(法人 にあつては、名称及び 代表者の氏名)										
事業者の主たる 業種										
事業の概要										
県内対象工場等 の名称										
県内対象工場等 の温室効果ガス の合計排出量等	( 単位 : t-CO <sub>2</sub> ( CO <sub>2</sub> 換算量 ) )									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 33%;">基準年度(実績) (平成 年度)</th> <th style="width: 33%;">現況(実績) (平成 年度)</th> <th style="width: 33%;">目標年度(計画) (平成 年度)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準年度(実績) (平成 年度)	現況(実績) (平成 年度)	目標年度(計画) (平成 年度)						
	基準年度(実績) (平成 年度)	現況(実績) (平成 年度)	目標年度(計画) (平成 年度)							
温室効果ガスの 排出抑制措置の 内容 (主な措置結果)										
社会貢献活動等										

A 4

兵庫県告示第693号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 8 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間  
平成26年 7 月22日から同年 9 月30日まで
- 3 作業地域  
尼崎市長洲西通1丁目

兵庫県告示第694号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 8 月 1 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 8 月 1 日から 2 週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 6 号	三田市福島字長町371番11から 同 市福島字長町371番1まで	旧	10.0から 14.0まで	24.0	
		新	12.0から 16.0まで	24.0	
県道 三 田 後 川 上 線	三田市下槻瀬字深谷辻809番1から 同 市下槻瀬字深谷辻814番まで	旧	5.0から 6.0まで	58.0	
		新	6.0から 13.0まで	58.0	
県道 福 住 三 田 線	三田市小柿字栗田24番5から 同 市小柿字大松10番1まで	旧	3.0から 10.0まで	406.0	
		新	9.0から 23.0まで	406.0	

兵庫県告示第695号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 8 月 1 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 8 月 1 日から 2 週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

路 線 名	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西 脇 三 田 線	三木市吉川町吉安字大倉 1 番から 同 市吉川町大沢字大整354番13まで	旧	7.0から 14.0まで	121.0	
		新	10.0から 14.0まで	121.0	



兵庫県告示第696号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 8 月 4 日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年 8 月 1 日から 2 週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫 路 神 河 線	姫路市夢前町前之庄字萬丈寺187番56から 同 市夢前町前之庄字前田260番 1 まで	旧	6.0から 21.0まで	263.0	
		新	7.0から 22.0まで	262.0	



兵庫県告示第697号

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した船舶及び係留施設等工作物について、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年 8 月 1 日

東播磨港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保管した船舶及び係留施設等工作物  
別表のとおり
- 2 当該船舶の保管の場所  
明石市二見町南二見地先 東播磨港二見地区公共ふ頭(野積場)
- 3 保管した船舶の返還の手続  
保管した船舶の所有権等の権原を有することを証する書面を、東播磨県民局加古川土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表

- (1) 小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理 番号	保管した船舶の名称、種類、形状及び数量			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した船舶が放置されていた場所	撤去した年月日時		備考
	名称(船名)	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時		
	種類	内色・外色						
11	船舶(PATILLON)	6.85×2.45	1隻	291-32965	明石市二見町西二見字イヤノ上1257 3地先	平成26年 6月25日11時		
	汽船	白・白				同 日13時		

(2) (1)以外の船舶等

整理 番号	保管した船舶等の名称、種類、形状及び数量			保管した船舶等が放置されていた場所	撤去した年月日時		備考
	名称(船名)	長さ(m)×幅(m)	数量		保管を始めた年月日時		
	種類	内色・外色					
2	艇	3.00×2.60	1隻	加古郡播磨町古宮字 小谷102 10地先	平成26年 6月24日11時		
	FRP製	青・青			同 日15時		
4	船舶	7.60×1.79	1隻		平成26年 6月24日11時		
	無動力船	白・白			同 日15時		

(3) 係留施設等工作物

整理 番号	保管した係留施設等工作物の名称、種類、形状及び数量			保管した工作物が放置されていた場所	撤去した年月日時		備考
	名称	形状	数量		保管を始めた年月日時		
	種類						
5	工作物	(株)合同警備	1枚	加古郡播磨町古宮字小 谷102 10地先	平成26年 6月24日11時		
	看板				同 日15時		
7	工作物	鉄柵・グレーチング・鉄枠	1式		平成26年 6月24日11時		
	栈橋				同 日15時		
8	工作物	鉄枠・杭3本・タイヤ19本	1式	明石市二見町西二見字 イヤノ上1257 3地先	平成26年 6月25日11時		
	係船杭				同 日13時		
10	工作物	グレーチング1枚・丸柱1本	1式		平成26年 6月25日11時		
	栈橋				同 日13時		

公 告

特約業者の指定の取消し  
兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
三益産業 株式会社	尼崎市塚口本町 6 1 6	平成26年 6 月30日



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年 8 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス南あわじ店  
 所在地 南あわじ市賀集八幡字鯛ノ内173ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成27年 3 月12日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,684平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
68台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
20台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
40平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出口 1 箇所、入口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯





又はこれらに準ずる者

- (6) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認めた者

## 7 応募手続

### (1) 応募書類

- ア 受講願書
- イ 自己紹介文
- ウ 推薦書、園芸療法推進計画書（推薦のみ）

### (2) 応募書類の配布

県立淡路景観園芸学校及び兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。

なお、応募書類を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、250円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

### (3) 受付期間

推薦 平成26年 8 月11日（月）から同月18日（月）まで

一般 平成26年 9 月12日（金）から同月24日（水）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、推薦は平成26年 8 月18日（月）、一般は同年 9 月24日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

### (4) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954 2

県立淡路景観園芸学校

## 8 結果発表

### (1) 発表日

推薦 平成26年 9 月 9 日（火）

一般 平成26年10月27日（月）

### (2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校に合格者の受験番号を掲示する。

また、県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

## 9 応募についての問合せ先

県立淡路景観園芸学校

電話番号（0799）82 - 3455

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 8 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市別所町高木字中島121番 1

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市別所町高木220番地の 1

久 野 重 信

### 3 許可年月日及び許可番号

平成26年 3 月25日

兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 - 24号（25三木）

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市山田町字鬼塚野1451番 2 から1451番 8 まで、1451番11から1451番16まで、1451番17の一部、1451番18の一部、1451番20の一部、1451番21、1451番22の一部、1451番35の一部、1451番37の一部、1451番38から1451番44まで、1451番45の一部、1451番46の一部、1451番81、1451番82、1451番38地先里道

同 市山田町字亀谷野1450番178の一部、1450番180の一部、1450番181の一部、1450番182から1450番184まで、1450番185の一部、1450番186の一部、1450番190の一部、1450番191、1450番192の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪府八尾市北本町一丁目 2 番 5 号  
株式会社延田エンタープライズ 代表取締役 延 田 久 武 生

3 許可年月日及び許可番号

平成26年 3月18日  
兵庫県指令北播(加土)(建)第 1 - 22号(25小野)



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市敷地町字ナカラ1503番 1 の一部、1503番27  
同 市中島町字大下76番 1 の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都品川区大井一丁目35番 3 号  
ルートインジャパン株式会社 代表取締役 永 山 泰 樹

3 許可年月日及び許可番号

平成26年 7月 7日  
兵庫県指令北播(加土)(建)第 1 - 11 - 2号(25小野)



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市さつき町 3 番 3、3 番18

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市南条三丁目110番地の 1  
株式会社ユー・ハウス 代表取締役 西 川 寿 明

3 許可年月日及び許可番号

平成26年 4月18日  
兵庫県指令中播(姫土)(建)第 1 - 2 号(26赤穂)

正 誤

平成26年 6月13日付け(兵庫県公報第2602号)  
兵庫県告示第546号(昭和49年兵庫県告示第266号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
7	下から21	平成25年 6月13日	平成26年 6月13日